

富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

1 見直し背景

平成28年12月議会において、市民総合体育館のリニューアルに向けた条例改正を行ったところであるが、その際に全会一致で、「利用者の満足度向上を目指し、引き続き利用者をはじめとする市民意見を、指定管理者とも協議しながらきちんと反映させていくこと」という附帯決議があった。

平成29年5月のリニューアルオープン後、スポーツジム・スタジオの利用料収入が伸び悩んでいたことから、平成30年2月から3月にかけてスポーツジム・スタジオ利用者に対するアンケート及び還元キャンペーンを実施した。8月から10月にかけては、このアンケート結果の検証を行うため、新たな区分・料金を設けてスポーツジム・スタジオキャンペーンを実施した。また、平成30年8月から9月にかけては施設の運営全般に関するアンケートも実施した。

これらのアンケートやキャンペーン結果、以前から要望のあった個人利用の拡大などを踏まえ、より市民利用の促進が図れるよう改正を行うもの。

2 改正の内容

①スポーツジム・スタジオ関係

- ・これまで3時間400円の1区分であったものに、2時間300円という区分を追加する。
- ・月額料金を4,800円から4,000円へ変更する。

②個人利用の拡大

- ・これまで個人利用に供していた施設にメインアリーナ、多目的室を加える。
- ・利用単位を「1回200円」から「2時間200円」に変更する。
- ・個人利用を行う場合、当日申請のみだったものを利用日の前7日から申請ができるよう規則を改正する。

③利用料金制の明確化

- ・地方自治法第244条の2に利用料金に関する規定があり、本市の市民総合体育館条例においても法の趣旨をより明確にするため、今回の条例改正において条文を追加するもの。

3 施行日

平成31年5月21日から施行する。

富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧																					
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 利用権利者は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。</p> <p>2 <u>利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>別表第1(第6条、第8条—第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="244 895 882 1177"> <tr> <td rowspan="3">個人利用</td> <td rowspan="3">スポーツジム・スタジオ</td> <td>2時間</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場、<u>多目的室1、多目的室2、多目的室3</u></td> <td>2時間</td> <td>200円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>この表における「2時間」の利用単位(スポーツジム・スタジオの利用に係る利用単位を除く。)の時間区分は、次のとおりとする。</u></p>	個人利用	スポーツジム・スタジオ	2時間	300円	3時間	400円	1月	4,000円		メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場、 <u>多目的室1、多目的室2、多目的室3</u>	2時間	200円	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 利用権利者は、<u>別表第1及び別表第2に定める</u>利用料金を指定管理者に納入しなければならない。</p> <p>2 <u>前項</u>の利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>別表第1(第6条、第8条—第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1135 954 1962 1098"> <tr> <td rowspan="3">個人利用</td> <td rowspan="2">スポーツジム・スタジオ</td> <td>3時間</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場</td> <td>1回</td> <td>200円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>この表において「2時間」の区分とは、次のいずれかの時間区分をいう。</u></p>	個人利用	スポーツジム・スタジオ	3時間	400円	1月	4,800円	サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場	1回	200円
個人利用			スポーツジム・スタジオ	2時間	300円																	
				3時間	400円																	
	1月	4,000円																				
	メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場、 <u>多目的室1、多目的室2、多目的室3</u>	2時間	200円																			
		個人利用	スポーツジム・スタジオ	3時間	400円																	
1月	4,800円																					
サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場	1回		200円																			

「2時間」の利用単位の時間区分					
午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時30分まで	午後7時30分から午後9時30分まで

時間区分					
午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時30分まで	午後7時30分から午後9時30分まで